

年 月 日

誓 約 書

農林水産省農産局長 殿

食糧用輸入麦の買受資格者(の共同購入者)※1となるに当たって、麦の流通に関する法令※2を遵守し、食糧用輸入麦を適正に使用することを誓約します。

所在地
商号又は名称
代表者

※1 組合等の共同購入者の場合は、「買受資格者」の後に「の共同購入者」を加えること。

※2 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)、飼料需給安定法(昭和27年 法律第356号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品表示法(平成25年法律第70号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)及び食料供給困難事態対策法(令和6年法律第61号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。